

選挙

熊本県知事選挙が執行

熊本の未来を考えた一票を

町選挙管理委員会(総務課内) ☎282-1111

任期満了に伴う熊本県知事選挙が3月25日(日)に執行されます。選挙当日は町内12カ所で投票を行うことができます。

選挙管理委員会(光永信一委員長)では、選挙人名簿に登録された20歳以上で住民登録のある人へ入場券を郵送します。入場券は、期日前

投票や選挙当日に必要です。

期日前投票は、選挙当日に仕事、冠婚葬祭などの理由で、投票へ行けない人が利用できる制度です。期間は3月9日(金)から24日(土)まで、時間は8時30分から20時まで、役場1階第一会議室で投票ができます。また、医療施設や福祉施設で投票

が可能な不在者投票の制度もあります。不在者投票は、県指定を受けている病院や老人ホームなどに入院や入所している人が対象で、施設長に申し出ることで投票ができます。

このほか、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険認定証の交付を受けている人で一定要件を満たす人は、郵便での不在者投票が可能です。ただし、町選挙管理委員会に「郵便投票証明書」を3月21日(木)まで請求しなければなりません。

熊本の明日を考える大切な選挙です。棄権せずに投票をお願いします。



投票の場所と時間にご注意
意思を行動に移して一票を

選挙当日に選挙に行けない人は、期日前投票や不在者投票の制度があります。詳しい内容は、町選挙管理委員会事務局までお尋ねください。

熊本県知事選挙は、熊本県民の代表を選ぶ4年に1度の大切な選挙です。住みよい熊本の将来を考えて、自らの一票を投じる大事な機会です。皆さんの思いが「熊本の明日をつくる未来への礎」となります。意思を行動に移して、投票所へ足を運んでみてはいかがでしょうか。

3月25日(日)は
熊本県知事選挙の投票日

▼持っていくもの 入場券

▼各投票区・投票時間

投票区(投票所)	地区	投票時間
第1投票所 (御船中体育館)	御船地区全域	7時～19時
第2投票所 (滝尾小体育館)	滝尾地区全域 粒麦(水越)	7時～19時
第3投票所 (水越分館)	水越地区 (粒麦を除く)	7時～18時
第4投票所 (旧七滝小体育館)	七滝地区全域	7時～18時
第5投票所 (七滝中央小体育館)	上野地区全域	7時～18時
第6投票所 (田代東部分館)	南田代3・4区 上田代、水源	7時～18時
第7投票所 (浅の藪公民館)	浅の藪	7時～17時
第8投票所 (間所公民館)	間所	7時～16時
第9投票所 (北田代公民館)	牧の原、玉来、下山 木戸屋、中野	7時～17時
第10投票所 (木倉小体育館)	木倉地区全域	7時～19時
第11投票所 (高木小体育館)	高木地区全域	7時～19時
第12投票所 (小坂小体育館)	小坂地区全域	7時～19時

※本人の入場券と投票時間を間違えないようにご注意ください。開票は、20時15分からスポーツセンターで行います。観覧される人は2階アリーナ席をご利用ください。

特典

光インターネット加入のキャンペーン
先着40人限定で工事費半額

問 総務課電算係 ☎282-11394

光インターネット加入のキャンペーンを行います。光インターネットは、情報格差の解消や地域活性化を目的に、「光ファイバー網」を町内全域に整備しました。サービスは平成23年3月から開始。現在、1千597回線が加入済です。

▼申し込み期間 3月15日(木)～4月15日(金)

▼申し込み方法 役場2階総務課備え付けの①利用申込書②引込工事負担金減免申請書に記入後、郵送。申請書は町ホームページからダウンロードもできます。

50回線の早期達成を目指すためのものです。内容は次のとおりです。申し込みは先着40人で、決定した場合には、引込工事費用の半額を町が負担します。詳しい内容は電話で直接お尋ねください。

▼資格 ▼町に居住する人▼町に引込設備の建物有する人▼新規で光ネットワークを利用する人

▼条件 ▼一人1件▼申し込み後の引込工事は負担金納付後▼引込工事終了後の1カ月以内に通信業者との接続接点を完了

▼内容 ▼幹線光ケーブルから回線終端装置までの配線▼回線終端装置の設置

申し込み申請は必ず郵送で

キャンペーンは、光インターネットを新規で利用したい人向けに企画しました。通常でしたら、工事費は40000円以上が個人負担となりますが、キャンペーンでは工事費が半額となります。キャンペーン申し込みは、申請書に記入後、郵送のみでの受け付けとなりますので、ご注意ください。

総務課電算係
高本 光 主事

軽自

軽自動車税の手続きは4月1日まで
廃車や名義変更は期限内に

問 税務課課税係 ☎282-11114

軽自動車税は毎年、4月1日現在の所有者や使用者に対して課税されます。軽自動車税の対象車両には、原動機付自転車、軽四輪や小型二輪などがあります。

そのため、①車両を所有や使用していない人②車両を他人に譲った人③車両を紛失した人④車両が盗難に

あった人⑤住民票と車検証の住所が違う人―は、4月1日までに各窓口で廃車や住所変更の手続きを済ませてください。手続きをしない場合、新たに軽自動車税が課せられます。また軽自動車税は、すべて年払いでの取り扱いです。月割での計算や支払いはありません。

車両別の窓口機関

▼原動機付自転車 (50～125cc以下)
▼三輪以上 (50cc以下)
▼小型特殊 (農耕用)
図役場税務課課税係
☎282-1114

▼軽二輪 (250cc以下)
▼軽三輪 (50cc以下)
▼軽四輪 (660cc以下)
図熊本県軽自動車協会
☎369-7920

▼小型二輪 (250cc以上)
図九州運輸局熊本陸運支局
☎369-3188



※車両に応じて手続き先が違います。電話で事前に必要な書類などをご確認ください。